

別記様式(第 11 条関係)

## 会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和3年2月8日(月)午後7時30分から  
午後8時30分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎1階会議室
- 4 出席者数
  - (1) 委員 11名
  - (2) 執行機関 5名
  - (3) その他 0名
- 5 議題
  - (1) 新型コロナウイルス感染症について
  - (2) 令和3年度国民健康保険特別会計予算案について
  - (3) その他
- 6 会議資料の名称
  - 資料1 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について
  - 資料2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税減免について
  - 資料3 令和3年度国民健康保険特別会計当初予算(案)
  - 資料4 令和3年度国民健康保健特別会計(予算参考資料)
  - 資料5 広報ふじかわ 令和3年7月号掲載予定記事原稿
- 7 発言の内容 別紙のとおり

別紙

1. 開会  
事務局 富士川町国民健康保険運営協議会規則第8条により委員の2分の1以上の出席となるので会の成立を報告する。
2. 会長あいさつ  
会長 あいさつがなされる。
3. 会議録署名委員の指名  
会長 二号委員より久津間健治委員、二号委員より渡邊義孝委員を指名する。
4. 議事  
議長 (1) 新型コロナウイルス感染症について、①新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について事務局に説明を求める。  
事務局 資料1「新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について」、資料2「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税減免について」を使い説明を行った。  
(主な説明)  
新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等の傷病手当金については、国による財政支援の対象となることから、本町でも令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給規則」を制定し対応している。  
対象者は、給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方である。支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就業が予定されていた日となる。支給額については記載の計算式を使い計算する。適用期間は、令和2年1月1日から令和3年3月31日の間で療養のため労務に服することがで

きない期間となっている。当初は9月30日までであったが延長され12月31日となり、再延長で現在は3月31日となっている。状況によっては更に延長されると思われる。富士川町の状況としては、まだ申請がない。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税減免について、国の財政支援の対象となることから、本町でも令和2年7月に減免取扱要綱を制定し対応してきた。

対象者は、①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方は、保険税を全額免除とする。②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は、保険税の一部を減額する。要件は(1)から(3)すべてを満たす必要がある。

(1)では事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が前年の収入に比べ、30%以上減少することとなっている。減免割合については、世帯の前年の合計所得金額に応じて10分の2から10分の10となる。

2月5日時点の実績は、H31年度、17件、547,000円、R2年度が25件、4,360,900円である。

以上、(1)新型コロナウイルス感染症についての説明とする。

議長 各委員に意見を求める。

各委員 意見なし。

議長 (2)令和3年度国民健康保険特別会計予算案について、事務局に説明を求める。

事務局 資料3「令和3年度国民健康保険特別会計当初予算(案)」、資料4「令和3年度国民健康保険特別会計(予算参考資料)」を使い説明を行った。

(主な説明)

令和3年度の歳入は、1款保険税が363,766,000円見込んでい

る。令和2年12月末現在の被保険者の状況は、2,026世帯で町全体の32%、3,200人で町全体の22%の加入となり、平均年齢は55.8歳となっている。11月の協議会の時の資料は令和2年3月末現在の数字で、3,217人、2,014世帯だった。ここ数年は100人、150人規模で被保険者数が減少していたので、今年度は微増減はあるもののほぼ同数であったと言える。よって、令和2年度の数字を参考に金額を出している。5款県支出金について、合計で1,050,255,000円になる。これは歳出2款の保険給付費の出産育児一時金と葬祭費を除いた部分に充てられている。7款繰入金について、一般会計から国保特別会計に規定に則り繰り入れるもので、合計で125,741,000円となる。主な内容は、保険基盤安定、保険税軽減分として60,000,000円で、低所得者の保険税軽減部分の補填分として県3/4、町1/4の負担割合である。職員給与等は23,998,000円で主なものは人件費と事務費である。出産育児一時金は町から2/3の負担があり、2,800,000円となる。財政安定化支援事業について、4,500,000円であるが、保険税軽減世帯や60歳以上の被保険者割合による支援金である。保険基盤安定支援金は27,676,000円で、国1/2、県1/4、町1/4の負担割合となっている。

以上、歳入の合計が1,540,050,000円である。

次に歳出は、1款総務費は合計15,938,000円で主な内容は、職員の給与、電算処理費、郵便料などの事務費になる。2款保険給付費は合計1,039,005,000円で大部分は医療費になるが、その他審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費等である。保険給付費は支出総額の67%を占めている。3款国民健康保険納付金は合計423,191,000円になる。納付金は、市町村の保険税や被保険者の年齢構成、事業費の数値を使って県が算定するもので、県は市町村から納付された国保納付金と国庫支出金等を合わせて、市町村の保険給付費に充てる給付費等交付金の財源にしているものである。5款保健事業費は27,535,000円で保健福祉支援センター施設管理費や特定健診、保健事業などに使われる。6款財政調整基金積立金で31,975,000円になり、医療費が足りなくなった時など緊急時対応のための積立金である。

以上、令和2年度の総歳出額は1,540,050,000円となっている。

議長 資料4について事務局に説明を求める

事務局 歳出について、2款保険給付費が大きく変わっている。令和2年度の医療費を参考にし令和3年度の予算を作っている。令和2年度の予算は、多めに作成していた。実際は人数の増減も少なく、コロナの影響もあったかもしれないが医療費も少なかった。令和3年度はこの数字を見込んでいる。あと大きく変わっているのが3款の国保納付金になる。富士川町は高い方だったが、このような数字になっている。令和2年度の実績を基に作成している。

議長 各委員に意見を求める。

各委員 意見なし。

議長 歳入の5款県支出金のなかで、県補助金、財政安定化基金交付金が1,000円となっているがなぜか。

事務局 予算を作るとき金額が決まっていない場合は、項目をつくるための枠として1,000円としている。金額が決まればここに入ることになるが、その時は補正対応となる。

議長 各委員に意見を求める。

各委員 意見なし。

議長 令和3年度国民健康保険特別会計当初予算案について承認とする

議長 (3) その他 令和3年度の被保険者証について、事務局に説明を求める。

事務局 資料5「広報ふじかわ令和3年7月号掲載予定記事原稿」を使い説明を行った。

(主な説明)

この資料は広報ふじかわの7月号に掲載予定である。被保険者証が新しくなるが、現在のうぐいす色から肌色（うすだいたい色に訂正）に変更となり、有効期限は令和4年7月31日までの1年間になる。新しい被保険者証は世帯ごと世帯主宛てに7月下旬に簡易書留郵便で郵送する。現在使っている被保険者証は8月1日以降使えなくなるので、はさみで切ってから処分してもらう。

現在、70歳以上の被保険者には、被保険者証と高齢受給者証を交付している。令和3年8月からは、それらを一体化させた国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を交付する。これまで高齢受給者証に記載されていた負担割合は、被保険者証に記載されることになる。70歳以上の方には負担割合の効力が発生する日付として発行期日が記載される。それに伴い8月1日からは医療機関の窓口で国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を提示してもらう。

令和4年7月31日までに75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療制度に移行するため、有効期限が誕生日の前日となっている。75歳の誕生日以降の被保険者証については、誕生日の1ヶ月前までに案内通知を送付する。

保険税に未納がある方には被保険者証を送付しておらず、通常の被保険者証よりも有効期限が短い短期被保険者証を交付している。

国保の手続きについて、会社を退職した、家族の扶養を外れたときなど、国保加入の手続きが必要になる。手続きが遅れると保険税を遡って納めていただく事になり負担が大きくなる。また手続き前にかかった医療費はいったん全額自己負担となる。その逆で社会保険に加入したときは、自動的に切り替わらないので脱退の手続きが必要になる。富士川町の国保に加入されている方で、進学を理由に住所を他市町村に移した場合は、特例として引き続き富士川町の被保険者証を使うことができる。

保険税は医療費に充てる貴重な財源となる。また医療費を抑えるためにも休日、夜間の受診は控えていただき、ジェネリック医薬品の活用を勧めている。

補足で、被保険者証の図の右下に枠が記載されているが、新しい被保険者証では、ここにジェネリック医薬品を希望しますと記載される。希望しない方は、希望しませんというシールを同封するのでそれを貼っていただく。その枠の上に70歳から74歳までの方には負担割合が記載され、これまで2枚必要だったが1枚にまとめられたものになる。現在の被保険者証は有効期限が1年4ヶ月分で令和3年7月31日までであるが、来年からは有効期限は1年間で、7月更新となり8月から翌年7月までとなる。

以上、説明とする

議長 特例となった学生の被保険者証の有効期限はいつになるのか。

事務局 世帯主と同じになる。

議長 各委員に意見を求める。

各委員 意見なし。

議長 マイナンバーカードの健康保険証利用について、事務局に説明を求める。

事務局 別添「マイナンバーカードの健康保険証利用のパンフレット」を使い説明を行った。

(主な説明)

マイナンバーカードを作りましょうというところから始まって、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになると報道された。当分の間は紙の健康保険証とマイナンバーカードが併用できるようだが、いずれ健康保険証として利用できるようになることから、マイナンバーカードを持っていない方は、作っていただき、スマホを持っているのであれば、このQRコードから簡単に登録できる。3月までであれば、マイナポイントがもらえるなど特典もあるので、カードを作っていただき健康保険証の登録をお願いしたい。

以上、説明とする。

- 議長 各委員に意見を求める。
- 委員 富士川町のマイナンバーカードの取得率はどのくらいか。
- 事務局 直近の状況で、交付が 21%、申請が 23%ほどである。
- 議長 各委員に意見を求める。
- 各委員 意見なし。
- 議長 やまなしデータ de ヘルス事業について、事務局に説明を求める。
- 事務局 別添「山梨県からのお知らせチラシ」を使い説明を行った。  
(主な説明)  
山梨県では、やまなしデータ de ヘルス事業を行っている。先日新聞で登録者数が 150 人ほどという記事が載ったが、今年度は PR するイベントがなく、町では広報に載せた。是非登録していただきたい。健康情報が届いたり、歩数が記録され、アマゾンやナナコのポイントも貯まる。これもスマホから簡単に登録ができる。国保加入者だけではあるが、登録していただき、また知り合いの方等にも PR していただきたい。現在は来年度の健診の案内の中か、7月の保険証発送の際に同封し PR できるか検討している。
- 議長 各委員に意見を求める。
- 委員 南アルプス市の患者から、市から万歩計をもらい歩数を登録しておいて、それを何日間か達成したら商品券がもらえるということをやっていると聞いた。高齢者はスマホを使うのが難しいと思うが、町で独自の事業は行っていないのか。
- 事務局 現在、国保担当では町独自の事業は行っていない。昨年、介護予防も含めてになるが、ボランティアのポイント制度が全国的に広がってきているなかで、ボランティアをすると 1 ポイントもら

えて、100ポイント貯まると100円換金できるとか、健康診断を受けたらポイントがもらえるなど検討したが、まだ他の市町村の動向を見ていこうということで行われなかった。もし行うことになれば、福祉、介護など含めて行うと思うが、検討はしたものの現在は行っていない。

委員                    メリットがあるとやりがいがあり、本人の楽しみにもなりいいと思う。

議長                    各委員に意見を求める。

各委員                 意見なし。

議長                    山梨県国民健康保険運営方針について事務局に説明を求める。

事務局                 別添「山梨県国民健康保険運営方針」を使い説明を行った。  
(主な内容)

山梨県が平成30年度に運営主体に加わることになってから、国保の運営方針を作成し、3年ごとに見直すこととなり、令和2年12月に改定された。これは令和3年4月からのものになっている。県のホームページにも掲載されている。山梨県全体の被保険者数や年齢構成などが書かれている。また各市町村との比較で医療費や所得の状況が記載されているので、時間のあるときに見ていただきたい。

議長                    中を見たが、65歳以上の方の医療費がかかっていることがわかる。そんな状況も鑑み、今回の予算を作っている。富士川町のことも書いてあるので、見ていただきたい。

議長                    各委員にその他事項も含め意見を求める。

各委員                 意見なし。

議長                    以上で議事を終了する。

議長 議事を終了したので、議長の職を解く。

## 5. 閉会

副会長 閉会のあいさつがなされる。